

平成 22 年度税制改正要望事項 改正内容

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省 / 総務省 査定案	最終結果
<p>1.国際船舶に係る登録免許税の特例措置の改善・延長</p>	<p>軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存の登記 平成 20 年 3 月 31 日までに新造又は外国法人から取得(新造された日から 5 年を経過していないものに限る。)をする国際船舶の所有権の保存登記 ……船舶価額の 2.5/1000 (2)抵当権設定登記 平成 20 年 3 月 31 日までに国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け又は延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 …債権金額又は極度金額の 2.5/1000</p>	<p>更なる軽減 (税率を 2.5/1000 から 2.0/1000 に軽減)</p>	<p>D 判定 「認めない」</p>	<p><u>軽減税率を現行の 2.5/1000 から 3/1000 (本則 4/1000)に引 上げた上で 2 年間延 長</u></p>
<p>2.外航用コンテナに係る固定資産税の廃止</p>	<p>課税標準:価格の 4/5</p>	<p>外航用コンテナ (償却資産)対 する固定資産税 の廃止</p>	<p>B 判定 「要望内容の 見直しが適切 にできれば、認 められる」</p>	<p><u>軽減措置を現行通り (課税標準 4/5)で 恒久化</u></p>
<p>3.中小企業投資促進税制の延長 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)</p>	<p>基準取得価額 × 30 / 100 の特別償却 又は基準取得価額 × 7 / 100 の税額控除 (資本金 1 億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金 3,000 万円以下の法人のみ) 1) 機械装置 (取得価額 160 万円以上) (リース費用総額 210 万円以上) 2) 電子計算機等及び一定のソフトウェア (取得価額 120 万円以上) (リース費用総額 160 万円以上) 3) 船舶(内航貨物船 [基準取得価額 = 取得価額 × 75%]) 4) トラック車両 (車両総重量 3.5 トン以上)</p>	<p>延長</p>	<p>C 判定 「要望内容の 抜本的見直し ができなければ、認められない」</p>	<p><u>現行内容で、2 年間延 長</u></p>

平成 22 年度税制改正要望事項 改正内容

項目	現行制度	要望内容	財務省 / 総務省 査定案	最終結果
<p>4. スーパー中樞港湾において外 貿埠頭公社が所有又は取得 するコンテナ埠頭に係る課税標 準の特例</p>	<p>固定資産税・都市計画税の課税標準： (1) 平成 10 年 3 月 31 までに取得した埠頭 (既存分のコンテナ埠頭) 旧外貿埠頭公団からの継承資産 ...価格の 3/5 その他(承継分) ...価格の 1/2 (2) 平成 10 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までに取得し た埠頭 (既存分のコンテナ埠頭) 取得後 10 年間 ...価格の 1/5 その後 ...価格の 1/2 (3) 平成 18 年 4 月 1 日以降に取得した埠頭 (既存分のコンテナ埠頭) ...価格の 1/2</p>	<p>外貿埠頭公社に 係る特例措置の 延長及び指定会 社等に係る特例 措置の拡充</p>	<p>D判定 「認めない」</p>	<p><u>特例率を</u> <u>22・23年度は3 / 5、</u> <u>24年度は4 / 5等</u> <u>とし3年延長の上、</u> <u>廃止</u></p>
<p>5. スーパー中樞港湾において 指定会社等(民営化会社)が 国の補助金又は無利子貸付 金により新たに取得する大規 模コンテナ埠頭に係る固定資 産税・都市計画税の特例措 置</p>		<p>創設</p>	<p>D判定 「認めない」</p>	<p><u>固定資産税及び都市</u> <u>計画税の課税標準の</u> <u>特例措置の創設</u> <u>(課税標準1 / 2)</u></p>